



2026年1月16日

各 位

会 社 名 太平洋工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小川 哲史  
(コード番号 7250 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 理事 経理部長 渡辺 智  
(T E L 0584-93-0117)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、2026年3月下旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年2月3日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 基準日  | 2026年2月3日（火曜日）  |
| (2) 公告日  | 2026年1月16日（金曜日）   |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）<br><a href="https://www.pacific-ind.co.jp/investor/public_notice/">https://www.pacific-ind.co.jp/investor/public_notice/</a> |

#### 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社が2025年7月25日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（2025年7月28日付で公表いたしました「(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」による訂正並びに2025年9月8日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」、2025年9月24日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」、2025年10月8日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」、2025年10月23日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」、2025年11月7日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」、2025年11月21日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」、2025年12月8日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」、2025年12月22日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」及び2026年1月9日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含みます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式会社CORE（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立後、当社に対し、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社

に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、2025年7月25日付で、当社の代表取締役会長である小川信也氏、当社の代表取締役社長である小川哲史氏、及び小川信也氏が理事長（代表理事）を、小川哲史氏が副理事長（業務執行理事）を務める公益財団法人小川科学技術財団（以下総称して「本不応募合意株主」といいます。）との間で各本不応募合意株主が所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募しない旨を、2026年1月9日付で、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピートリーイー エルティーディー（Effissimo Capital Management Pte Ltd.）（以下「エフィッシモ」といいます。）との間で、エフィッシモが同日時点で投資権限を有する当社株式について本公開買付けに応募しない旨をそれぞれ合意しているところ、公開買付者、本不応募合意株主及びエフィッシモは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しなかった場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2011年6月18日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権  
(行使期間は2011年8月2日から2061年7月31日まで)
- ② 2012年6月23日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権  
(行使期間は2012年8月2日から2062年7月31日まで)
- ③ 2013年6月15日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権  
(行使期間は2013年8月2日から2063年7月31日まで)
- ④ 2014年6月14日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権  
(行使期間は2014年8月2日から2064年7月31日まで)
- ⑤ 2015年6月13日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権  
(行使期間は2015年8月4日から2065年8月3日まで)
- ⑥ 2016年6月18日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権  
(行使期間は2016年8月2日から2066年8月1日まで)
- ⑦ 2017年6月17日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権  
(行使期間は2017年8月2日から2067年8月1日まで)
- ⑧ 2018年6月16日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権  
(行使期間は2018年8月2日から2068年8月1日まで)

以上